

## 八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付要綱

(平成28年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の商工業者が経営安定を図るため、新たな販売先や取引先の獲得を目指して商談会・展示会等への出展及び特例事業として市が指定する物産展等に出展する場合において、その経費の一部に対し、補助金を交付することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第7条に規定するもの又は商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定するものをいう。
- (2) 商談会・展示会等 国内外で開催される販売を伴わない商談会、展示会等で1日あたり15社以上の企業が出展し、新たな販路開拓につながるものをいう。
- (3) 特例事業 都市交流等を目的に市が指定する販売を伴う物産展等をいう。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、当該対象経費について、国、本市以外の地方公共団体、公益法人等の補助金又は本市の他の補助金の交付を受けるときは、当該補助金の額を補助対象経費の額から差し引くものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 商工業者販路開拓補助金 法人にあつては申請時において市内に事業所を有し、かつ、事業所の登記をした者のうち、市税又は税外徴収金の滞納がないものとし、個人にあつては申請時において市内に住所及び事業所を有している者のうち、市税、国民健康保険税又は税外徴収金の滞納がないものとする。
- (2) 商工業者販売促進補助金（特例事業） 商工業者販路開拓補助金の対象者のうち、市が別途公募等を行って書類審査等により選定したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者又は事業が次のいずれかに該当するときは、

対象者から除外するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有しているとき。
- (2) 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業であると認められるとき。
- (3) 当該年度に既にこの要綱による補助金を受けているとき。
- (4) 過去にこの要綱による商工業者販路開拓補助金を受けた者が同一の商談会、展示会等に出展しようとするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（交付申請）

第5条 対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、所管課長を経由して当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に基づき書類の審査を行った結果、補助金の交付対象とならないと認めたときは、八女市商工業者販路開拓・販売促進事業補助金交付申請却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第7条 前条第1項に定める交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は交付決定の通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更のときは、この限りでない。

- 2 交付決定者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、かつ、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第9条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて当該職員をして実施調査等を行い、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、八女市商工業者販路開拓・販売促進事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、八女市ものづくり推進事業補助金交付請求書（様式第8号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度から平成33年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額
商工業者販路開拓補助金	商談会・展示会等に係る出展料（小間代及び備品借上料を含む。）	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の額は、切り捨てる。）とし、一申請当たりの限度額は、10万円とする。ただし、補助金の額が1万円未満の場合は交付しない。
商工業者販売促進補助金（特例事業）	都市交流等を目的に市が指定する物産展等に係る出展料（小間代及び備品借上料を含む。）及び参加者旅費（宿泊費を含む。）	補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の額は、切り捨てる。）とし、一申請当たりの限度額は、30万円とする。

備考

- 1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まない。
- 2 商工業者販売促進補助金（特例事業）にあつては、市が別途公募等を行つて書類審査等により選定した商工業者に限る。
- 3 第6条に規定する補助金交付決定通知を受ける前に支払いを終えた経費は、補助対象経費に含まないものとする。

様式第1号（第5条関係）

八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付申請書

年 月 日

八女市長

(申請者)

事業所住所

申請者屋号又は会社名

氏名又は代表者名 印

(代表者の生年月日 年 月 日)

電話番号

年度八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金の交付を受けたいので、  
八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付要綱第5条第1号の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金の種類	<input type="checkbox"/> 商工業者販路開拓補助金 <input type="checkbox"/> 商工業者販売促進補助金 <small>※該当する補助金へ✓を入れる。</small>
2 事業名及び概要	
3 補助金の申請額 <small>※注</small>	円
4 補助事業の完了予定日	年 月 日

※注) 商工業者販路開拓補助金にあつては対象経費の2分の1で上限10万円(補助金の額が1万円未満の場合は交付しない)、商工業者販売促進補助金にあつては対象経費の3分の2で上限30万円

(添付書類)

- (1) 事業計画書、収支予算書(任意様式)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 登記事項証明書の写し(法人に限る。)
- (4) 市税、国民健康保険税(法人は除く)及び税外徴収金の滞納調査に係る同意書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

八女市長

（申請者）住 所

氏 名

印

私は、八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付要綱の適格者として補助金を受けるに当たり、次のことを誓約します。

- 1 八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付要綱の趣旨を理解し、申請する事業において、目標が達成できるように鋭意努力し、将来的には、販路拡大・販売促進につながるように事業に専念いたします。
- 2 八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付要綱の規定に違反したときは補助金の交付を取り消され、又は補助金の全部若しくは一部の返還を請求されても異議ありません。

様式第3号（第6条関係）

八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

八女市長

年 月 日付けをもって申請のあった八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、八女市工業者販路開拓・販売促進補助金交付要綱第6条第1項の規定により、通知します。

記

1 補助金交付決定額

商工業者販路開拓補助金 \_\_\_\_\_ 円

商工業者販売促進補助金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付予定時期

様式第4号（第6条関係）

八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

八女市長

年 月 日付けをもって申請のあった商工業者販路開拓・販売促進補助金について、下記の理由により却下したので、八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

補助金名	<input type="checkbox"/> 商工業者販路開拓補助金 <input type="checkbox"/> 商工業者販売促進補助金
却下の理由	
特記事項	



様式第5号（第7条関係）

八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金変更承認申請書

年 月 日

八女市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 変更区分 ( 変更 ・ 中止 ・ 廃止 )

2 変更内容

様式第6号（第8条関係）

八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金実績報告書

年 月 日

八女市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	<input type="checkbox"/> 商工業者販路開拓補助金 _____ 円 <input type="checkbox"/> 商工業者販売促進補助金 _____ 円
2 補助対象経費確定額	
3 補助金の精算額	
4 補助金精算額の算出根拠	
5 補助事業開始年月日	
6 補助事業完了年月日	

(添付書類)

- (1) 補助事業の実施状況又は成果を証する書類の写し（状況写真を含む）
- (2) 補助対象経費確定額を証する書類の写し（支払いを証明するもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

八女市長 印

年 月 日付けで報告のあった八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金について、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

商工業者販路開拓補助金 金 \_\_\_\_\_ 円

商工業者販売促進補助金 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第8号（第10条関係）

八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金交付請求書

年 月 日

八女市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付確定通知のあった八女市商工業者販路開拓・販売促進補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付確定額  商工業者販路開拓補助金 \_\_\_\_\_ 円

商工業者販売促進補助金 \_\_\_\_\_ 円

2 請求額 \_\_\_\_\_ 円

3 振込先情報

振込先金融機関・支店名	
預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	